

## 2018 年度文部科学省大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）への 推薦付帯型外国人研究生募集要項（2018 年 9 月入学）

立命館大学では、2018 年度文部科学省大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）への推薦を付帯した外国人研究生の募集を以下のとおり行います。

外国人研究生とは、学位の取得を目的としない非正規学生であり、本学大学院の施設を利用し、研究を行い、研究指導教員の指導にもとづき授業科目を履修する学生をいいます。

なお、外国人研究生から大学院の正規課程に進学希望の者で、一定の基準を満たす特に成績優秀な者については、文部科学省による厳格な審査のうえ、奨学金支給期間が延長される場合があります。ただし、一定の基準を満たした場合であっても、全員が必ず認められるものではありません。

### I. 募集する研究科・専攻・課程および募集人数

研究科	専攻	課程	募集人数
経済学	経済学	博士課程前期課程	若干名
		博士課程後期課程	若干名
社会学	応用社会学	博士課程前期課程	若干名
		博士課程後期課程	若干名
国際関係	国際関係学	博士課程前期課程	若干名
		博士課程後期課程	若干名
政策科学	政策科学	博士課程前期課程	若干名
		博士課程後期課程	若干名
文学	人文学	博士課程前期課程	若干名
		博士課程後期課程	若干名
	行動文化情報学	博士課程前期課程	若干名
		博士課程後期課程	若干名
言語教育情報	言語教育情報	修士課程	若干名
先端総合学術	先端総合学術	一貫制博士課程	若干名
テクノロジー・マネジメント	テクノロジー・マネジメント	博士課程前期課程	若干名
		博士課程後期課程	若干名

※国費外国人留学生としての奨学金の支給期間は、文部科学省の募集要項にしたがって決定されます。

### II. 出願資格

1. 博士課程前期課程、修士課程、先端総合学術研究科先端総合学術専攻一貫制博士課程（前期課程相当）  
博士課程前期課程、修士課程、または先端総合学術研究科先端総合学術専攻一貫制博士課程（前期課程相当）への出願にあつては、文部科学省が定める（大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）募集要項の応募者資格及び条件を満たす者で、日本国籍以外の日本国政府と国交のある国の国籍を有し（ただし、申請時に日本国籍を有する者は募集の対象とはならない）、かつ、次のいずれかの要件を満たす者。
  - (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (2) 大学 (\*1) を卒業した者
- (3) 外国の大学その他の外国の学校 (\*2) において、修業年限が 3 年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、5 年）以上である課程を修了すること (\*3) により、学士の学位に相当する学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者（平成 28 年文部科学省令第 19 号）
- (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者または本研究科入学までに達する者 (\*4)

\*1 学校教育法第 83 条の大学（わが国の大学における学部の正規の課程）

\*2 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。

\*3 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む

\*4 (4) に該当する可能性がある場合は、出願に先立ち事前に大学を卒業した者と同等以上の学力があるかどうか個別審査を行いますので、出願期間開始日までに立命館大学 BKC 国際教育センターまでご連絡ください。

ただし、上記に加えて、希望する研究科ごとにそれぞれ次の言語によって大学院の授業を理解できる能力を有することを要します。

研究科名	言語	研究科名	言語
経済学	日本語または英語	文学	日本語
社会学	日本語	言語教育情報	日本語
国際関係	日本語または英語	先端総合学術（前期課程相当）	日本語
政策科学	日本語または英語	テクノロジー・マネジメント	日本語

## 2. 博士課程後期課程、先端総合学術研究科先端総合学術専攻（後期課程相当）

博士課程後期課程または先端総合学術研究科先端総合学術専攻（後期課程相当）への出願にあつては、文部科学省が定める国費外国人留学生（研究留学生）募集要項（大学推薦）の応募者資格及び条件を満たす者で、日本国籍以外の日本国政府と国交のある国の国籍を有し（ただし、申請時に日本国籍を有する者は募集の対象とはならない）、かつ、次のいずれかの要件を満たす者。

- (1) 日本国の法令にもとづく修士の学位もしくは専門職学位に相当する学位を有する者
- (2) 日本国外において、日本国の法令にもとづく修士の学位もしくは専門職学位に相当する学位を授与された者または本研究科入学までに授与される見込みの者
- (3) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、日本国の法令にもとづく修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（平成元年文部省告示第 118 号）(\*1)
- (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、日本国の法令にもとづく修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、本研究科入学までに 24 歳に達した者または達する者 (\*2)

\*1 (3) に該当する可能性がある場合は、出願に先立ち、事前に修士の学位を有する者と同等の学力があるかどうか個別審査を行いますので、出願期間開始日までに立命館大学 BKC 国際教育センターまで連絡してください。

- \*2 (4)に該当する可能性がある場合は、出願に先立ち、事前に修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有するかどうか個別審査を行いますので、出願期間開始日までに立命館大学 BKC 国際教育センターまで連絡してください。

ただし、上記に加えて、希望する研究科ごとにそれぞれ次の言語によって大学院の授業を理解できる能力を有することを要します。

研究科名	言語	研究科名	言語
経済学	日本語または英語	文学	日本語
社会学	日本語	先端総合学術（後期課程相当）	日本語
国際関係	日本語または英語	テクノロジー・マネジメント	日本語または英語
政策科学	日本語または英語		

### 3. 留意事項

- (1) 外国の学校教育課程の年数や取得した学位の取り扱い等、上記1. 2. に記載の要件に該当するかどうか少しでも疑問や不明な点がある場合は、必ず出願期間開始日までに、立命館大学 BKC 国際教育センターまで照会してください。

立命館大学 BKC 国際教育センター

〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 電話 077-561-3946 FAX077-561-3956

- (2) 出願資格において「見込み」で受験し、許可された者が、その出願資格を入学前日の2018年9月25日までに満たせない場合は、入学を許可しません（「見込み」のまま入学することはできません）。
- (3) 先端総合学術研究科の外国人研究生として在籍後、正規課程への進学を希望する者のうち、上記博士課程後期課程への出願資格を満たす者については、同研究科一貫制博士課程3年次転入学試験の出願資格が認められます。

## Ⅲ. 選考方法

提出された書類による選考を原則としますが、研究科が必要と判断した場合は、外国語試験、筆記試験または面接試験を行うことがあります。

※この選考は、立命館大学大学院に外国人研究生として在籍するための審査を行うためのものです。

国費外国人留学生への採用可否は、文部科学省の定める基準にしたがい、本学が推薦を行った者について、別途文部科学省において審査されます。

## Ⅳ. 出願方法

### 1. 出願書類

下記の書類を一括して提出してください。

- (1) 立命館大学入学試験志願票（本学所定用紙）
- (2) 日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書（文部科学省所定用紙）
- (3) Application Questionnaire（本学所定用紙）
- (4) 研究計画書（文部科学省所定用紙）
- (5) 所属大学等の学部長または研究科長、もしくはそれに準ずる方の推薦状（立命館大学長宛のもの）  
※必ず、立命館大学長宛の推薦状としてください。
- (6) 最終出身大学（学部または大学院）の成績証明書（原本（オリジナル）に限る）

※修得した単位の単位数・修得年度・修得した期間がわかる証明書を提出しなければなりません。

※成績の評価区分がわかる書類を添付しなければなりません。

(7) 最終出身大学（学部または大学院）の卒業（見込み）または修了（見込み）証明書（原本（オリジナル）に限る）

(8) 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績（例えば、GPA、ABC のクラス分け、具体的な順位（〇人中第〇位）等、最終出身大学における成績が明確に判る指標）

(9) 学位論文概要等

※学位論文概要等については、論文内容を簡潔にまとめたものを作成、提出してください。

(10) 旅券の氏名・生年月日が記載された頁の写し、もしくは本国の戸籍謄本または市民権等の証明書（出願時旅券を所持している者は旅券の写しを提出すること）

(11) 語学能力を客観的に示す材料

#### 【言語が英語の場合】

・英語の能力を示す成績証明書（TOEIC® LISTENING AND READING テスト、TOEFLiBT®テスト、IELTS™ のいずれかのスコアを提出すること（写しでも可））

※出願締切日から過去2年以内に受験したものに限り。

・上記の成績証明書（スコア）が提出できない場合は、在籍中の大学または出身大学が公的に証明した英語能力を評価した証明書またはそれに代わるもの（レター等）

※出願締切日から過去2年以内に証明したものに限り。

※この証明を提出する場合は、原則として事前に立命館大学 BKC 国際教育センターまで相談すること。

#### 【言語が日本語の場合】

・日本留学試験日本語科目、日本語能力試験の成績表（写しでも可）

※出願締切日から過去2年以内に受験したものに限り。

・上記成績表が出せない場合は、在籍中の大学または出身大学が公的に証明した日本語能力を評価した証明書またはそれに代わるもの（レター等）

※出願締切日から過去2年以内に証明したものに限り。

※この証明を提出する場合は、原則として事前に立命館大学 BKC 国際教育センターまで相談すること。

(12) 健康診断書（本学所定様式、ただし、同内容を証明できる別様式でも可）

(13) 顔写真3枚（最近6ヶ月以内に撮影したもので縦4.5×横3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍および氏名を記入すること）

(14) 中国（台湾、香港、マカオを除く）の大学または大学院を卒業（修了）した者は、教育部學歷證書電子注冊備案表（‘教育部学历证书电子注册备案表’）を印刷したもの、中国の大学または大学院に在学中の者は、教育部学籍在線驗証報告（‘教育部学籍在线验证报告’）を印刷したもの

## 2. 出願上の注意事項

(1) 出願書類は、日本語または英語のいずれかにより、可能な限り文書作成ソフト等を用いて、すべてA4版に統一して作成し、日本語または英語以外の言語により作成する場合は、日本語または英語による訳文を添付してください。

(2) 出願書類に記載する氏名・生年月日は、旅券の記載どおりに記入してください。

(3) 出願書類の郵送にあたっては、下記4. の出願書類送付先に国際郵便にて送付してください。

(4) 一旦受理した書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(5) 出願書類に虚偽の記載や偽造があることが判明した場合は、不許可とします。

## 3. 出願期間

2017年10月23日（月）～2017年12月4日（月）

※出願は国際郵便による郵送に限ります。締切日必着。

#### 4. 出願書類送付先

立命館大学 BKC 国際教育センター 国費係

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1 電話 077-561-3946 FAX077-561-3956

#### V. 許可発表日

第一次許可発表 2018年2月2日(金)

最終許可発表 2018年7月中旬

※第一次許可をもって、直ちに奨学金等プログラムへの採用が約束されるわけではありません。

※第一次許可者に対しては、「条件付受入内諾書」を発行し、入学試験志願票に記載されている住所宛に許可通知を郵送するとともに、文部科学省に推薦を行います。

※本学からの推薦に基づく文部科学省による書類選考の結果、国費外国人留学生への採用が決定した者について、本学から最終許可発表を行います。

※文部科学省による選考により、国費外国人留学生に採用されなかった場合は、立命館大学の外国人研究生として在籍する資格は付与されません。

※第一次許可時において、繰上許可の可能性のある不許可者には、補欠許可の通知を行います。

第一次補欠許可繰上を行う場合は、当該補欠許可通知に記載された期日までに、別途通知します。

#### VI. 在籍手続(案内)

詳細については、最終許可発表時にお知らせします。

#### VII. 国費外国人留学制度(案内)

(1) 本募集は、2017年12月頃に決定される「2018年度文部科学省大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生)募集要項」にもとづき実施し、第一次許可者について国費外国人留学生候補として、文部科学省へ推薦するものです。

※本募集は、文部科学省による要項の公表前に、先んじて募集するものです。

(2) 国費外国人留学生制度に関する詳細は、文部科学省ホームページを参照してください。

(3) 外国人研究生から大学院の正規課程に進学希望の者で、一定の基準を満たす特に成績優秀な者については、文部科学省による厳格な審査のうえ、奨学金支給期間が延長される場合があります。

一定の基準を満たした場合であっても、全員が必ず認められるものではありません。

以上